

秘

基監発第 0626001 号
基安労発第 0626001 号
平成 15 年 6 月 26 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局

監 督 課 長
安全衛生部労働衛生課長
(公 印 省 略)

第 6 次粉じん障害防止総合対策の具体的な実施に当たって
留意すべき事項について

第 6 次粉じん障害防止総合対策については、平成 15 年 5 月 29 日付け基発第 0529004 号により指示されたところであるが、その具体的な実施に当たっては、下記に留意の上、その適切な実施に遺憾なきを期されたい。

記

1 総合対策の特徴について

第 6 次粉じん障害防止総合対策（以下「総合対策」という。）における第 5 次粉じん障害防止総合対策（以下「第 5 次総合対策」という。）との主な相違点は、次の事項であること。

(1) 全体的な特徴

イ 「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」（以下「事

業者が重点的に講ずべき措置」という。)を示し、その周知徹底を図ることとしたこと。

- ロ 事業者が重点的に講ずべき措置について、法令で事業者に義務づけている事項と指針・通達で事業者に指導している事項を明確に区分した記述としたこと。
- ハ 総合対策の重点事項について、業種別及び作業別のじん肺の新規有所見者数の分析結果等に基づき、第5次総合対策の重点事項の1つである「特定粉じん作業に係る粉じん障害防止対策」を「金属等の研ま作業に係る粉じん障害防止対策」としたこと。
- ニ 事業者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第101条及びじん肺法（昭和35年法律第30号）第35条の2に基づき、講じなければならない粉じん障害防止措置の要旨を粉じん作業を行う作業場の見やすい場所に掲示する等により、労働者に周知しなければならないことを明記したこと。
- ホ じん肺の新規有所見者を発生させた事業場については、適切な再発防止対策を講じさせること及び労使が参画する衛生委員会において当該事項等を調査審議させること等を明記したこと。
- ヘ じん肺法に規定する合併症として、今般、新たに「原発性肺がん」が追加されたことに伴い、じん肺有所見者に対する肺がんに関する検査（胸部らせんCT検査及び喀痰細胞診^{かくたん}）の実施を追加したこと。

(2) 重点事項別ごとの特徴

イ アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策

粉じん発生源対策として、「ヒューム吸引トーチ」を明記したこと。

また、事業者は、じん肺法第6条に基づき、じん肺に関する予防及び健康管理のために必要な教育を、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）第22条に定める特別教育の科目に準じて実施しなければならないことを明記したこと。

ロ 金属等の研ま作業に係る粉じん障害防止対策

第5次総合対策において重点事項となっていなかった金属等の研ま作業についても、本総合対策では、新たに重点事項としたこと。

ハ トンネル建設工事における粉じん障害防止対策

平成12年12月26日付け基発第768号の2「ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について」において示された「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく対策を重点的に実施することとしたこと。

また、労働安全衛生法第88条に基づき労働基準監督署等に提出する計画

届には、昭和 59 年 2 月 13 日付け基発第 68 号「計画の届出に係る審査等について」の「計画の審査基準」において、「28 ずい道等の建設の仕事」の重点審査事項の 1 つである「粉じん対策は、適切か。」の判定に資するため、当該ガイドラインに基づき「粉じん対策に係る計画」を策定した場合、当該計画を添付することとしたこと。

さらに、じん肺法第 7 条に基づく就業時のじん肺健康診断の実施を徹底することを追加したこと。

ニ 離職後の健康管理

事業者が労働者に対し健康管理手帳制度を周知する義務を負っていることを明記したこと。

また、じん肺法に規定する合併症として、今般、新たに「原発性肺がん」が追加されたことに伴い、粉じん作業に係る健康管理手帳の交付要件について、じん肺管理区分が管理 2 である者が追加されたことを明記したこと。

2 総合対策における集団指導、個別指導、監督指導等に当たっての留意事項について

総合対策の重点事項のうち、アーク溶接作業、金属等の研ま作業又はトンネル建設工事業における粉じん作業を対象とする集団指導、個別指導、監督指導等の実施に当たっては、平成 13 年 3 月 30 日付け基発第 224 号「今後の労働衛生対策における監督指導等の進め方について」及び平成 15 年 3 月 12 日付け基発第 0312010 号「安全衛生業務運営要領について」により指示されている事項のほか、次の事項に留意すること。

(1) 情報の整備（総合対策第 4 の 1 関係）

粉じん作業を有する事業場及びその事業場における問題点を把握するため、監督指導、個別指導の結果等既存の情報に加え、関係事業者団体を通じた自主点検の実施、アーク溶接機、グラインダー等の製造業者からの情報収集等粉じん作業を有する事業場に対する情報を把握するための取組みを行うことが重要であること。

特に、じん肺新規有所見者が発生し現に粉じん作業を有する事業場及びその事業場に係る情報の把握に努めること。

(2) 計画の策定

イ 各局の計画の策定

各局においては、総合対策の効果的推進を図るため、各局におけるこれまでの総合対策の推進状況等を踏まえつつ、次に掲げる各種行政手法を有機的に関連付けた各局ごとの具体的な「第 6 次粉じん障害防止総合 5 か年計画」

(以下「各局の計画」という。)を策定すること。また、3年目を目途に総合対策の推進状況を評価し、必要に応じ、計画の見直し等を行うこと。

また、各局の計画の策定に当たっては、各年度ごとの実施事項について、各行政手法の役割分担を含めて明確にする必要があること。

なお、総合対策に係る監督指導計画の期間については、平成15年2月18日付け基発第0218001号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の記の7の(3)に留意すること。

ロ 各局の計画の重点対象の設定

総合対策の重点事項である、アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策、金属等の研ま作業に係る粉じん障害防止対策、トンネル建設工事業における粉じん障害防止対策及び離職後の健康管理については、各局共通の課題と考えることから、各局の計画においても、原則、重点事項とすること。

また、これらに加え、各局ごとに、作業別、業種別又は規模別のじん肺の新規有所見者数、じん肺有所見者数及び粉じん障害防止に係る法令違反の状況等の推移、これまでの総合対策の推進状況等を分析し、問題点の把握とその評価を行うことにより、必要に応じ、その他の粉じん作業又は業種に係る粉じん障害防止対策を重点事項とすること。

(3) 集団指導、個別指導等の実施(総合対策第4の2関係)

集団指導又は自主点検を行うに当たっては、労働災害防止団体等各種団体の活動の場を通じて指導を行うことに終始するのではなく、例えば、重点事項ごとに主体的に労働衛生管理上問題が認められる事業場等を集団としてとらえての集団指導の実施、模範的な事業場における好事例の紹介等、行政手法を工夫すること。また、内容のほか、欠席した事業場、回答がなかった事業場への対応についても明確にしておくこと。

個別指導については、作業環境測定の結果が第3管理区分であることを把握した事業場、局所排気装置等の設備の設置が必要な事業場等、技術的・専門的な指導が必要と認められる事業場等に対して実施すること。

トンネル建設工事を行う元方事業者に対する集団指導又は個別指導を計画するに当たっては、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく各種対策について、元方事業者が関係請負人に対して必要な指導を行うのに適当な時期を選定するよう考慮すること。

なお、事業者が、じん肺管理区分が管理3である労働者について粉じん作業以外の作業への転換を実施するに当たって、労働者に対する教育訓練を必要とする場合には、昭和53年11月8日付け基発第620号「じん肺作業転換教育訓練援護措置制度の実施について」により示したじん肺作業転換教育訓練援護措

置制度を活用するよう指導すること。

(4) 監督指導の実施（総合対策第4の3関係）



なお、監督指導に当たっては、遵守状況の確実な定着を図るため、
[Redacted] など、厳正・
的確な対応を図ること。

さらに、重大・悪質な法令違反が認められた場合は、司法処分を含め厳正な措置を講じること。

(5) 計画の届出の徹底、適正な審査及び実地調査の実施（総合対策第4の4関係）

労働安全衛生法第88条に基づく計画の届出の徹底を図らせることはもとより、届出があった計画について、昭和59年2月13日付け基発第68号「計画の届出に係る審査等について」により適正な審査を行うとともに、積極的に実地調査を行うこと。

また、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第90条第3号に基づき、ずい道等の建設等の仕事に係る計画届が労働基準監督署長に提出された場合には、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に定める措置が適切に講じられているか否かについても審査を行い、その結果に応じ、必要な指導を行うこと。

(6) 本省への報告

各局の計画については、平成15年9月末日までに本省（労働衛生課）に報告すること。また、変更を行った場合には、その都度本省（労働衛生課）に報告すること。

各局の計画の推進状況について、毎年、別紙様式により、前年度分を6月末日までに、本省（労働衛生課）に報告すること。

さらに、総合対策の評価については、別途指示するところにより、最終年度に本省（労働衛生課）に報告すること。

この他、作業環境改善等の好事例、特に効果があった指導手法、問題点等がある場合には、随時、本省（事案に応じ、労働衛生課又は監督課）に情報を提供すること。

第6次粉じん障害防止総合5か年計画の推進状況について
(平成__年度分)

平成__年6月__日
労働局

1 新規有所見労働者を発生させた事業場の業種等(新規有所見者ごとに記入すること。)

業種	労働者数	作業内容	違反・指導事項	改善措置の内容

備考：業種については、日本標準産業分類を記入すること。

2 監督指導、個別指導、集団指導の各件数

重点事項	監督指導	個別指導	集団指導
アーク溶接作業	事業場	事業場	} 回
金属等の研ま作業	事業場	事業場	
トンネル建設工事業	事業場	事業場	

備考：集団指導の実施回数は、重点事項の作業等を有する事業場を主に対象として、じん肺、粉じん障害防止対策等について集団指導した回数を記入すること。

3 離職後の健康管理についての指導

離職するじん肺有所見者等に対する健康管理対策、健康管理手帳交付申請の周知等
実際に行った事項について、その概要を要点のみ簡潔に記入すること。

4 局独自の重点対象（平成16年度の報告分のみ記入すること）

重点対象：
選定理由：

5 総合対策の推進を図った際の問題点等
(アーク溶接作業)

(1) 施策の問題点
(2) 施策実施による効果
(3) 効果のあった施策の具体的内容

(金属等の研ま作業)

(1) 施策の問題点
(2) 施策実施による効果
(3) 効果のあった施策の具体的内容

(トンネル建設工事業)

(1) 施策の問題点
(2) 施策実施による効果
(3) 効果のあった施策の具体的内容

(離職後の健康管理)

(1) 施策の問題点
(2) 施策実施による効果
(3) 効果のあった施策の具体的内容

(その他)

(1) 施策の問題点
(2) 施策実施による効果
(3) 効果のあった施策の具体的内容

- (注) 1 問題が認められた作業等について、記載すれば足りること。なお、記載に当たっては、具体的にその内容を書くこと。
2 必要に応じて、別紙に記載して差し支えないこと。